

【1985年3月9日】労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働省

労働省発勞徴第14号
基発第122号
昭和60年3月9日

各都道府県労働基準局長 殿

各都道府県知事 殿

労働大臣 官房長

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和60年労働省令第4号。以下「改正省令」という。)及び労災保険率適用事業細目表の一部を改正する告示(昭和60年労働省告示第10号。以下「事業細目表改正告示」という。)が昭和60年3月9日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

記

第1 労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という。)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収則」という。)の一部改正

1 特別加入者の給付基礎日額の一部改正

特別加入者の給付基礎日額については、従来2,500円から16,000円までの中から決定することとされていたが、このうち2,500円については労働者の給付基礎日額の最低保障額(昭和59年8月1日から3,210円に改定)との均衡を考慮し、昭和60年3月31日限りで廃止することとされた(労災則第46条の20第1項の改正)。

また、この改正に伴い、給付基礎日額が2,500円の場合に対応する保険料算定基礎額(912,500円)についても、昭和60年3月31日限りで廃止することとされ

た（徴収則別表第 4 の改正）。

2 労災保険率の一部改正

（1）事業の種類の新設

日本専売公社の民営化に伴い、同公社のたばこ工場（原料工場等を含む。）について適用すべき労災保険率を検討していたところであるが、災害率、作業形態等の類似する製茶業を含めて、「たばこ等製造業」という事業の種類を新設し、その労災保険率を「1000 分の 5」とすることとした（徴収則別表第 1 の改正）。

なお、印刷工場、機械製作工場、本社、支社等については、それぞれ該当する事業の種類の方災保険率を通用する。

（2）事業の種類統合

「製糸業」については、近年この事業に使用される労働者数等が減少し、独立した事業の種類としては適当でなくなったため、「繊維工業又は繊維製品製造業」に統合することとした。なお、統合後の労災保険率は「1000 分の 7」である。

また、「沿岸荷役業」及び「船内荷役業」については、最近における荷役業の形態の変化等にかんがみ、これを統合して「港湾荷役業」とし、その労災保険率を「1000 分の 51」とすることとした（徴収則別表第 1 の改正）。

3 その他

今般、「沿岸荷役業」と「船内荷役業」が統合されること（2（2）参照）に伴い、メリット収支率の算定に係る特定疾病の種類等及びそれに対応する調整率を定めた規定について、所要の字句の整理を行った（徴収則第 17 条の 2 及び第 19 条の 2 の改正）。

第 2 労災保険率適用事業細目表の一部改正

労災保険率適用事業細目表（昭和 47 年労働省告示第 16 号。以下「事業細目表」という。）については、労災保険率表の改正に伴う所要の整備を行ったものである。

1 製造業の部の改正

（1）「たばこ等製造業」の事業の種類を新設することとしたこと（第 1 の 2（1）参照）に伴い、事業細目表改正告示による改正後の事業細目表（以下「新事業細目表」という。）の事業の種類として「65 たばこ等製造業」を新設し、その細目を「6501 たばこ製造業」及び「6502 製茶業」とすることとした。

（2）「製糸業」を「繊維工業又は繊維製品製造業」に統合することとしたこと（第 1 の 2（2）前段参照）に伴い、事業細目表改正告示による改正前の事業細目表（以下「旧事業細目表」という。）の事業の種類のうち、「43 製糸業」を廃止するとともに当該

事業の種類細目である「4301 生糸を製造する事業」を「4209 製糸業」とし、新事業細目表の事業の種類「42 繊維工業又は繊維製品製造業」の細目とすることとした。

2 運輸業の部の改正

「沿岸荷役業」と「船内荷役業」を統合し「港湾荷役業」とすることとしたこと（第1の2（2）後段参照）に伴い、旧事業細目表の事業の種類細目のうち「7501 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業」を「7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業（一貫して行う（7401）沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。）」とし、旧事業細目表の事業の種類細目の「7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業」と併せて新事業細目表の事業の種類「74 港湾荷役業」の細目とすることとした。

第3 経過措置について

1 特別加入者の給付基礎日額の改正に伴い、次のとおり経過措置が講じられた。

(1) 改正省令の施行日（昭和60年4月1日）前において、すでに特別加入している者であって、給付基礎日額が2,500円と定められていたもの（次の（2）に掲げる者を除く。）については、当該給付基礎日額が2,500円と定められていた期間中の事故に係る保険給付又は休業特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額は、従前どおり2,500円とすることとされた（改正省令附則第2条第1項）。

また、給付基礎日額が2,500円と定められていた期間については、当然保険料算定基礎額を912,500円として確定保険料を算定することになる（改正省令附則第3条第2項）。

(2) 施行日の前日において、すでに有期事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第7条の規定により一括されている事業を除く。）の保険関係に基づく特別加入者として取り扱われている中小事業主等のうち、給付基礎日額が2,500円と定められていたものについては、当該事業が終了するまで2,500円を給付基礎日額とすることとされた（改正省令附則第2条第2項）。

また、これらの者については、当該事業が終了するまで、2,500円の給付基礎日額に应ずる912,500円に特別加入期間の年数（特別加入が承認された日から当該事業が終了する日までの期間の年数で、1年未満の期間は1年として算定する（徴収則第21条参照））を乗じて得た額を保険料算定基礎額として確定保険料を算定することになる（改正省令附則第3条第3項）。

(3) 労災則第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者（家内労働者又はその補助者）については、今回の改正においても、これらの者についてはそれ以外の特別加

入者と比べて低額の給付基礎日額を認める必要があることから、なお当分の間、従来の1,500円、2,000円に加えて2,500円の給付基礎日額を認めることとされた(改正省令附則第2条第3項)。

また、これに伴い、これらの者の特別加入保険料算定基礎額については、当分の間、2,500円の給付基礎日額に応ずる912,500円を認めることとされた(改正省令附則第3条第4項)。

2 改正された労災保険率の適用について

改正省令により労災保険率が改正されることとなる事業について、改正省令の施行後において一般保険料又は第1種特別加入保険料の額を算定する場合には、昭和60年3月31日以前の期間の分については改正前の労災保険率を適用し、昭和60年4月1日以後の期間の分については、改正省令による改正後の労災保険率を適用することとされた(改正省令附則第3条第1項)。